株式会社三洋堂ホールディングス

平成 24 年 8 月 13 日

各　　位

会　社　名　株式会社三洋堂ホールディングス
代 表 者 名　代表取締役最高経営責任者兼最高執行役員　加藤　和裕
（ＪＡＳＤＡＱ　コード番号：３０５８）
問 合 せ 先　取締役副社長上席執行役員社長室長　竹林　由夫
（ＴＥＬ：　０５２－８７１－３４３４）

従業員に対するストック・オプション(新株予約権)の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条に基づき、当社の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の従業員が業績の向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的として、当社の従業員にストック・オプションを付与するものであります。

２．新株予約権の内容

（１）新株予約権の割当ての対象者

当社従業員 35 名

（２）新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 21,000 株

なお、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で目的となる株式数の調整を行う。

（３）発行する新株予約権の総数

210 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。ただし、前記（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行うものとする。

（４）新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（当日に売買がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、割当日の終値を行使価額とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 1 株当たり行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（６）新株予約権の権利行使期間

平成 26 年 9 月 3 日から平成 29 年 9 月 2 日まで

（西暦 2014 年 9 月 3 日から西暦 2017 年 9 月 2 日まで）

（７）新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②その他の権利行使条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」および同契約に基づき取締役会が定める「新株予約権割当契約に関する細則」に定めるところによる。

（８）新株予約権の取得の事由および条件

①当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）

は、当社は、取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者が前記（７）に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

（９）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①に記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の割当日

平成 24 年 9 月 3 日

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合に基づき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（２）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条

件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記（６）に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（６）に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記（７）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

前記（８）に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記（10）に準じて決定する。

以上